

●事例紹介●

知的財産権とデジタル・アーキビストの養成

〜カリキュラム開発の状況について〜

後藤 忠彦
(岐阜女子大学副学長)

一 はじめに

社会の情報化にともない、博物館、図書館、文書館、教育センター、企業をはじめいろいろな分野の施設で、資料収集、デジタル化、データベース化、流通、活用など一連の情報活用が推進されようとしている。

これまでは、博物館、図書館、文書館など、学芸員、図書館司書といった専門職をもつ分野が主であった。ところが最近ではこれまでと比較し、デジタル化の記録・管理・流通などの処理の簡易化にともない、教育センター、県・市町村、企業等の資料管理など、多くの分野でデジタル・アーカイブ化が進み、これらの資料・文化活動などの情報化

の担当者には、情報の文化的な価値が評価できる教養を持ち、何をどのように記録・管理・流通するかを判断し、さらに知的財産権等の対処ができる能力が必要とされた。ところが、デジタル・アーカイブズなどの社会の情報化の進展に対処できる能力の育成に関して、大学教育は遅れているのが現状である。

とくに、資料・文化活動等の記録、デジタル化、管理・流通・活用の推進には、著作権、商標権、意匠権、特許権、実用新案等の知的財産権、プライバシーなどの基本的な知識と情報処理に対処できる能力が必要とされる。

岐阜女子大学では、博物館をはじめ、各分野での情報化を担当できるデジタル・アーキビストの養成の準備を進めてきた。今回この教育計画が、文部科学省から現代GPTと

特集・現代的教育ニーズ取組支援プログラム

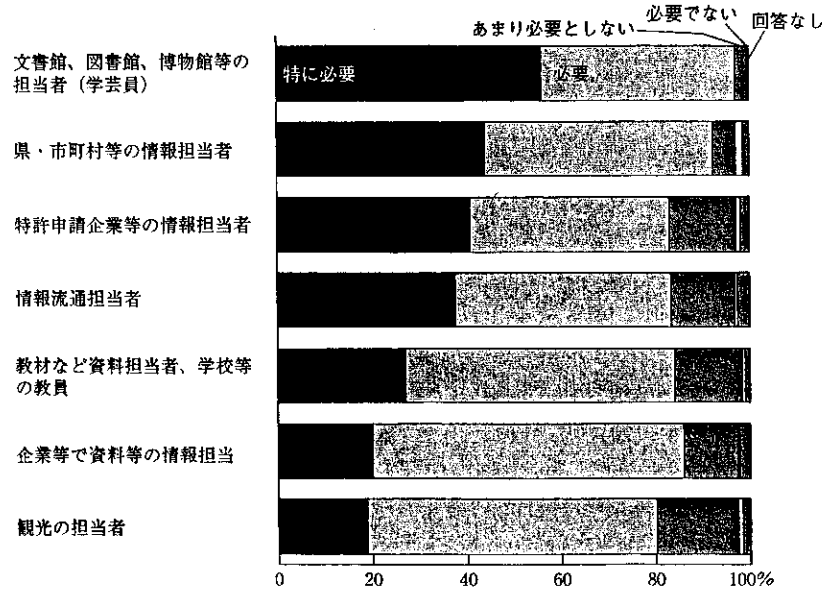
して選定された。現在、学外の多くの関係者の協力も得て進んでいるデジタル・アーキビスト養成のカリキュラムの開発状況について報告する。

二 デジタル・アーキビストが必要とされる分野

岐阜女子大学では平成二一年度から文化情報を専攻する学生にデジタル・アーカイブズに関する教育を進めてきた。また、学芸員、図書館司書、社会教育主事等の養成と併せ、デジタル・アーキビストとしての能力の養成を計画してきた。ところが、博物館、図書館、文書館等以外の産業界、教育界、県・市町村の関係者からデジタル・アーキビストの養成についての要請が出てきた。たとえば、岐阜県新産業労働局からは、県・市町村の情報担当者や、教員、出版企業等担当者のデジタル・アーキビストとしての能力育成の要望があった。

そこで、デジタル・アーキビストとしての能力を、どのような分野で必要とされるか学芸員、図書館司書、教員、文化事業団職員、会社員や教育センター、県市町村職員などに調査を実施した。三二四名からの回答を得、その結果、図一のように、多様な分野でニーズの多いことが明らかになった。

図1 デジタル・アーキビスト能力の必要な分野

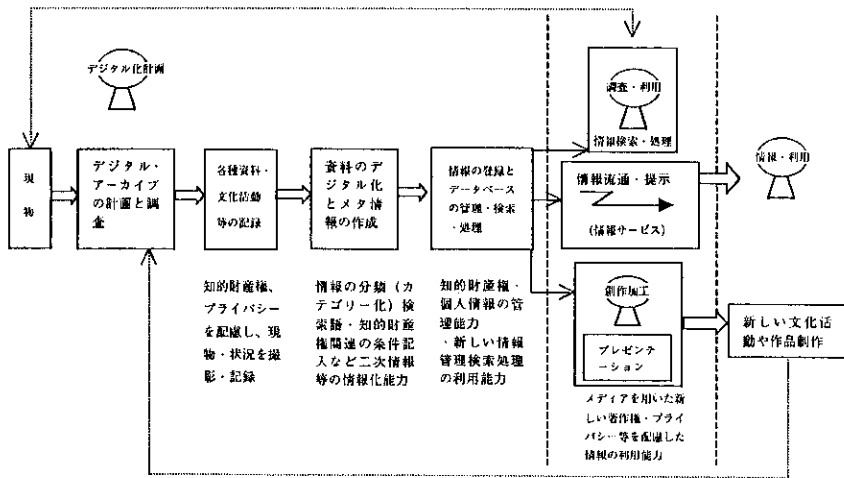


四 知的財産権等とデジタル・アーカイブ化

デジタル・アーカイブズの開発は、一般的な手順として図3に示すようなプロセスで進められている。この作成のプロセスに対応したカリキュラムは、資料収集計画から記録活動まで、前の調査でも重要とされているように、知的財産権、プライバシーなどを配慮した。それぞれの情報を取扱う基礎としての学習が必要である。このため、図3に示すように、各学習分野で、それぞれに必要なとされる著作権、商標権等の知的財産権やプライバシーについて教育する。

具体的なカリキュラムとしては、学習をもとに「情報と人権」と「法律関係の実際」の科目を学習し、それを基礎に、知的財産権、プライバシー、個人情報等についての学習を展開している。たとえば、文化財・活動の撮影・記録では、著作権等に関する許可願の作成、プライバシーの注意点などを具体的事例と併せ、その基本的な考え方も指導できるカリキュラムを構成した。情報の管理・流通に対しても同時に知的財産権等の関係も教育するが、情報の利用に対しても、著作権（たとえば著作人格権としての同一性保持権）についても配慮できるようなカリ

図3 デジタル・アーカイブと知的財産権の教育



三 デジタル・アーキビストとして重要な学習内容

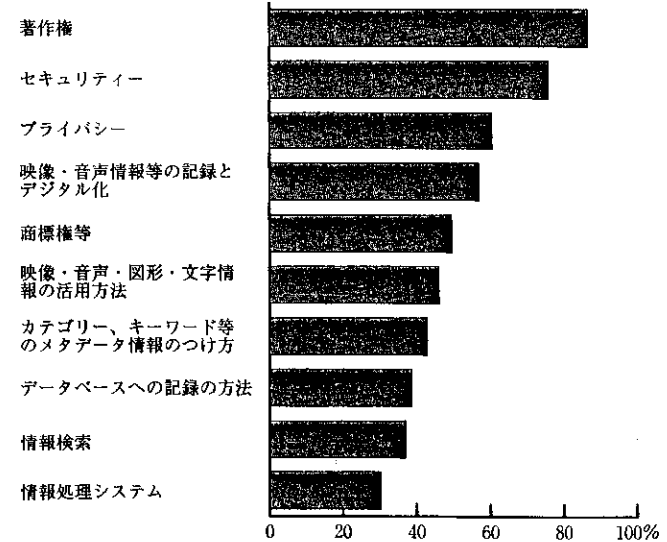
デジタル・アーキビストの養成カリキュラムの作成にあたって、前記の各分野の研究者、実務者にはどのような学習内容が重要だと考えられているのか調査した。その結果を図2に示す。

デジタル・アーキビストとして、情報記録・デジタル化・管理・流通・活用の各学習領域で、重要な学習内容についての回答の中で、最も高いのは、著作権であり、各関連項目として、商標権、セキュリティ、プライバシー等の情報の取扱い、保管などについての教育が重要視されている。

記述意見としては、「現在のどの分野においても担当できる能力をもつ人が非常に少なく、その養成が大変必要である」「職業に関係なく、管理職・経営者の理解が「一番必要」」「劇団やテーマパークの情報担当者、ビジュアル関係のスペシャリスト、マスコミ、企業、広報担当者が必要」など広い分野で必要との回答があった。

そこで、岐阜女子大学では、デジタル・アーキビストの養成カリキュラム開発にあたって、文化資料活動の内容は選択科目とし、各専門分野の科目を選択できるカリキュラムを構成した。

図2 デジタル・アーキビストの養成で重要な学習内容



いる。また、映像、音声等の記録・デジタル化や各情報の活用方法、およびデータベースの記録やメタデータ情報のつけ方、検索などの情報の内容と管理についての教育が重要となっている。

特集・現代的教育ニーズ取組支援プログラム

表 岐阜女子大学 デジタル・アーキビストの養成カリキュラム

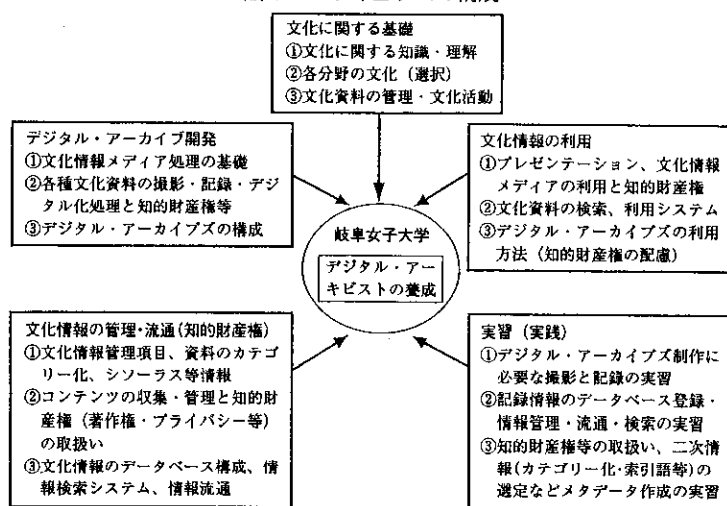
	主な授業内容		単位
デジタル・アーキビスト概論	デジタル・アーキビスト学習内容、学習の方法、仕事、活動、施設、知的財産権、責任などの概要を解説	必修	2
文化に関する基礎	文化論、文化財、文化史、教育文化	選択	各分野2単位以上 選択し合計8単位
	芸能、文学、書、観光文化、文化芸術、産業、教育、生活、映像文化 (TV・映画作品等) ……	選択	
	博物館、図書館、視聴覚教育、生涯学習、教育文化	選択	
デジタル・アーカイブ開発	デジタル・アーカイブ作成に必要な情報処理、情報管理システムの基礎	必修	2
	マルチメディア (映像・音声・文字等の撮影・入力・デジタル化・記録整理) と知的財産権・プライバシー	必修	2
	デジタル・アーカイブ、バーチャル・ミュージアムの構成	必修	2
文化情報の管理・流通 (知的財産権)	コンテンツ収集・整理、著作権等知的財産権など、プライバシー等の理解と処理	必修	2
	データベース、情報検索システム、情報管理と流通、セキュリティ	必修	2
	記録項目の構成、記録のカテゴリー化、索引語 (シソーラス)、メタデータ (二次情報等) の作成	必修	2
	プレゼンテーション、文化情報メディア、表現と知的財産権	必修	2
文化情報の利用	デジタル・アーカイブ利用方法 (文化・芸術、産業、教育、生活等の活用)、利用と知的財産権	選択	2
	新しい文化活動でのデジタル・アーカイブの活用 (設置、情報検索、文化創造のための処理)	選択	2
	撮影処理 (ハイビジョン、デジカメ、フィルム、スキャナー等の撮影・記録・処理)、知的財産権 (許可願)、プライバシーの対応	必修	2
デジタル・アーキビスト実習 (実践)	データベース登録、情報管理処理 (映像、文字、音声、楽譜等)、情報検索処理	必修	2
	知的財産権等の処理、メタデータ (二次情報)、情報のカテゴリー化、索引語の選定作業	必修	2
			合計34単位

県・市町村、教育関係、企業等との共同研究の中で、デジタル・アーカイブの作成ができる人材育成の必要性から始めた教育実践であり、各分野の協力のもとに進めている。とくに、関係団体等からは、デジタル・アーキビストの資格についての検討も進められていて、各分野でのメタデータを標準化し、知的財産権に配慮し、各資料に適切なメタデータを付与できる能力の育成が強く要望されており、これにいかに対応するか、大学の教育試行が必要である。

そこで、国立科学博物館、大学などの研究者、産業界、県・市町村や沖繩、北海道等の実践されている方々の協力を得て、試行を進めているのが現状である。今後、実際の成果 (カリキュラムや教材) やそれらの問題点について、広く情報提供し、各方面からのご意見をいただき、よりよいカリキュラムの開発・改善を進めたいと考えている。

特集・現代的教育ニーズ取組支援プログラム

図4 カリキュラムの構成



五 おわりに

このように、知的財産権等の教育を配慮した岐阜女子大学デジタル・アーキビストの養成カリキュラムを表に示す。その構成は、デジタル・アーキビストとして、基本的な資料等の収集、デジタル化、知的財産権の管理・流通・利用の必修科目と、学芸員、図書館司書等の資格と共通する分野等の選択科目とに分けて履修できるカリキュラムを構成している。選択科目は、主として文化財、文化活動等の各専門分野も含めている。

このように、知的財産権等の教育を配慮した岐阜女子大学デジタル・アーキビストの養成カリキュラムを表に示す。その構成は、デジタル・アーキビストとして、基本的な資料等の収集、デジタル化、知的財産権の管理・流通・利用の必修科目と、学芸員、図書館司書等の資格と共通する分野等の選択科目とに分けて履修できるカリキュラムを構成している。選択科目は、主として文化財、文化活動等の各専門分野も含めている。

キキュラム構成とした。その全体的な概要を図4に示す。

岐阜女子大学デジタル・アーキビストの養成の全体構成は、「文化に関する基礎」、「デジタル・アーカイブ開発」、「文化情報の管理・流通」、「文化情報の利用」と実践能力を育成するために実習を留意している。実習では、撮影記録における著作権等の許可願をはじめ、各種知的財産権の処理、メタ情報の記録の方法などを現実に対応できるように配慮した。とくに、学生にとつて、著作権処理等の知的財産権は、未経験な事柄であり、具体的な教材を用いた学習指導が必要となる。そこで、知的財産権・プライバシー等の実例を教材として用意し、指導を進めている。